

## 令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、デジタル技術を活用した生産者の供給と実需者の需要のマッチングを図る仕組みの構築による、地域食材の高付加価値化や生産者の稼ぐ力の向上を図るため、県内事業者が行う、農林水産物の受注発注システム(以下「マッチングアプリ」という。)を活用した地域内の需要情報及び供給情報の可視化を通じた、地産地消の実現に資する新しい流通網の構築を図る実証事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

### (事業実施主体等)

第2条 事業実施主体、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

### (補助対象事業の要件)

第3条 地産地消のための、主にB to B向けマッチングアプリを活用して地域内の農林水産物の需要・供給情報を可視化し、地域の生産者と実需者のマッチングを図ることで、地産地消の実現に資する新しい流通網の構築を図る実証事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表2に定める要件を満たすマッチングアプリを利用すること。
- (2) 規格外野菜や伝統野菜等、市場での取引量が少なく消費地域が限られている農林水産物を積極的に取り扱うこと。
- (3) 別表3に定める令和8年度における成果目標(マッチングアプリ登録事業者(県内農林漁業者/県内実需者)数、マッチング成約件数、取引金額)を達成できる見込みであること。
- (4) 就農後3年目以内の農業者が生産する農林水産物を取り扱うこと。
- (5) 地域でブランド化を進めている特産物等を積極的に取り扱うこと。

### (交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号)

2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査

し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に定める交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書に基づく交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 補助金の額の増を伴う変更
  - (3) 補助対象経費の合計額の30%を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号に定める知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
  - 3 規則第7条第1項第1号に定める補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
  - 4 規則第7条第1項第2号の規定に定める知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
  - 5 規則第7条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。
    - (1) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を令和9年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
    - (2) この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (実績報告)

第7条 補助対象事業の実施期限は、令和9年3月31日までとし、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和9年4月9日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
  - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
  - (3) 補助対象経費の支出を証する書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書の交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第4条第2項ただし書の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定に基づき減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第

7号)を用いて速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

(実施後状況報告)

第9条 事業実施主体は、補助対象事業実施後の状況について、事業実施後状況報告書(別記様式第9号)を用いて令和9年度から3年間報告しなければならない。

2 前項の報告書は、各年度の翌年度の6月末までに提出するものとする。

3 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、第5条第1項に基づき承認した事業計画書に照らして、事業の達成度等の評価を行い、必要に応じ事業実施主体を指導するものとする。

(書類の提出)

第10条 この補助金に関して知事に提出する書類の提出先は、農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課とする。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

別表 1

事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
<p>事業実施主体は、県内に主たる事業所等を有する中小企業・小規模事業者で、以下の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 令和7年度以前において、別表2に掲げる要件を満たすマッチングアプリを活用して地域の生産者と実需者のマッチングを行った実績があること。</p> <p>(2) 県内の複数の農林漁業者及び実需者(飲食店、宿泊施設、介護施設等)との取引を有し、本事業開始時から複数のマッチングの成立が見込めること。</p> <p>(3) 県内に自社店舗等を有し、マッチングが不成立の場合でも農林水産物の販売先として機能する体制を整えていること。</p>	<p>令和8年4月1日以降における、アプリを活用した地域の生産者と実需者のマッチングを図る実証事業の実施に係る以下の経費</p> <p>1 システム利用料</p> <p>2 管理費 (謝金、旅費、借料(会場借料含む)・損料、消耗品費、委託費、人件費、雑役務費、資料印刷費、配送費)</p> <p>3 その他、知事が必要と認めたもの</p>	補助対象経費の額又は3,840千円のいずれか低い額

別表 2

マッチングアプリの要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEBサービス、アプリであること</li> <li>・生産者及び実需者が利用しやすいこと</li> <li>・実需者の視点に立ったシステムであること</li> <li>・農家の所得向上につながるシステムであること</li> <li>・アプリ導入に関する支援提案をすること</li> <li>・省人化を図ること</li> <li>・双方向コミュニケーションが可能であること</li> <li>・アプリを運営する事業者が、山形県内に事業所を有していること</li> </ul>

別表 3

項目	目標
マッチングアプリ登録事業者数	県内農林漁業者 40者
	県内実需者 40者
マッチング成約件数	200件
マッチングによる取引金額	2,000千円

## 事業計画書

## 1 事業者の概要等

## (1) 事業者の概要

商号又は名称			
商号又は名称 (カナ)			
代表者役職			
代表者氏名			
郵便番号			
本社所在地			
電話番号		FAX番号	
Webページアドレス			
担当者の役職及び氏名	役職		氏名
担当者メールアドレス			
資本金・出資金	円		
従業員数	人		
創業・創立日 (西暦)	年	月	日
主たる業種 (日本標準産業分類 中分類)	コード		名称

## (2) 経営状況表 (直近2期分の実績)

	(前期)		(前々期)	
	20 年 月	20 年 月	20 年 月	20 年 月
①売上高		円		円
②経常利益		円		円
③当期純利益		円		円

## (3) 事業者区分 (当てはまるものに☑を入れること)

<input type="checkbox"/> 中小企業	<input type="checkbox"/> 小規模事業者
-------------------------------	---------------------------------

## (4) 事業者要件 (要件に該当する場合は☑を入れるとともに、実績等を記載すること)

<input type="checkbox"/> 令和7年度以前において、令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金交付要綱別表2に定める要件を満たすマッチングアプリを活用して地域の生産者と実需者のマッチングを行った実績を有しているか	直近年度 (令和〇年度) の取引実績	
	件	
<input type="checkbox"/> 県内の複数の農林漁業者及び実需者 (飲食店、宿泊施設、介護施設等) との取引を有し、本事業開始時から複数のマッチングの成立が見込めるか	直近年度 (令和〇年度) で取引があった事業者数	
	県内農林漁業者	者
	県内実需者	者
<input type="checkbox"/> 県内に自社店舗等を有し、マッチングが不成立の場合でも農林水産物の販売先として機能する体制を整えているか	自社店舗等の情報	
	店舗名	
	住所	

2 補助事業の内容

(1) 利用するマッチングアプリ

マッチングアプリ名	アプリ運営事業者	
	事業者名	県内事業所の住所

(2) マッチングアプリの仕様（該当する場合は☑を入れること）

<input type="checkbox"/> WEBサービス、アプリであること		
<input type="checkbox"/> 生産者及び実需者が利用しやすいこと		
<input type="checkbox"/> 実需者の視点に立ったシステムであること		
<input type="checkbox"/> 農家の所得向上につながるシステムであること		
<input type="checkbox"/> アプリ導入に関する支援提案をすること		
<input type="checkbox"/> 省人化を図ること		
<input type="checkbox"/> 双方向コミュニケーションが可能であること		
<input type="checkbox"/> アプリを運営する事業者が、山形県内に事業所を有していること		
<b>【アプリ運営事業者による証明欄】</b> 自社が提供するマッチングアプリは上記仕様を満たしています。	事業者名	
	代表者名	
	担当者名	
	連絡先（TEL）	

(3) 具体的な内容

① 補助事業に取り組む背景	
② 補助事業の実施内容の詳細	※設定予定の手数料を必ず記載すること。
③ 補助事業の実施により見込まれる効果等	

(4) 事業の要件

取引を想定している規格外野菜や伝統野菜等の名称			
成果目標	マッチングアプリ登録事業者数	県内農林漁業者	者
		県内実需者数	者
	マッチング成約件数		件
	マッチングによる取引金額		円
取引を想定している就農後3年目以内の農業者の数		者	
取引を想定している地域でブランド化を進めている特産物等の名称			

(5) 補助事業完了予定日

令和 年 月 日

別記様式第2号

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自己負担金				
その他 (手数料収入等)				
合 計				

2 支出の部

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
合 計				

- (注) 1 収入と支出の金額が一致するように作成すること。  
 2 必要に応じて、行を追加すること。  
 3 収入の部の「その他(手数料収入等)」には、マッチングによる手数料収入を記入すること。  
 4 収支予算書には、「精算額」「増減」の欄は空欄とすること。  
 5 収支精算書には、「精算額」「増減」の欄を実績に基づき記入すること。  
 6 補助金交付申請時は、補助金の交付先となる口座の通帳(表紙及び表紙中)のコピーを添付すること。  
 7 収支精算書には、支出の状況を確認できる証拠書類の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業計画変更承認  
(及び補助金変更交付) 申請書

令和 年 月 日付け農販輸第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し(、補助金の変更交付を受け)たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 補助金変更交付申請額(補助金の額の変更がある場合)

既交付決定額 (A)	今回変更増△減額 (B)	変更交付申請額 (A) + (B)
円	円	円

(注) 関係書類は、別記様式第1号及び第2号に準じた書類とし、変更前と変更後を比較対照できるよう両者を二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け農販輸第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け農販輸第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業の遂行について指示を受けたいので、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則59号）第7条第1項第2号の規定により報告します。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
  
- 2 遂行状況  
別紙のとおり

別記様式第5号 (別紙)

年間計画			遂行状況					差引残事業			
事業量	交付対象 事業費 (①)	県交付金	事業量	交付対象 事業費 (②)	県交付金	出来高 (②/①)	確認 年月日	事業量	事業費	県交付金	完了予定 年月日
	円	円		円	円	%			円	円	

事業実績書

1 事業完了年月日 令和 年 月 日

2 補助事業の実績

※事業の実績について時系列で記載するとともに、別表3に定める成果目標に係る実績を必ず記載すること。

※事業における課題及び今後の目標を記載すること。

3 添付書類

事業の実施を証する証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和 8 年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け農販輸第 号で額の確定の通知があった標記補助金  
について、令和 8 年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金交付要綱第 7 条  
第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	規則第 15 条の補助金の額の確定額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

令和8年度山形県食と農の需給マッチング支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け農販輸第 号で交付決定の通知があった標記補助金  
について、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

交 付 決 定 額	円
既 受 領 額	円
今回概算払請求額	円

(概算払が必要な理由)

(振込先)

金融機関名： \_\_\_\_\_

支 店 名： \_\_\_\_\_

種 別： \_\_\_\_\_

名義人氏名： \_\_\_\_\_

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

山形県食と農の需給マッチング支援事業実施後状況報告書

令和8年度食と農の需給マッチング支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、  
令和 年度の事業実施状況について下記のとおり報告します。

記

マッチングアプリ 登録者事業者数 ( 年 月末時点)	県内農林漁業者	
	県内実需者	
マッチング成約件数 (令和 年度)		
マッチングによる取引 金額 (令和 年度)		
事業における課題 今後の目標		